第６章　建築物等の景観誘導に関する取組

一定規模を超える建築物等の建築等や屋外広告物を対象にした景観誘導に関する取組ついて示します。

第６章　建築物等の景観誘導に関する取組

この章では一定規模を超える建築物等の建築等や屋外広告物を対象にした景観誘導に関する取組について示します。（なお、６－２景観プレ・アドバイス等による事前協議や６－３届出（工事着手の 30 日前まで）の流れについては参考図を参照ください。）

６－１　景観計画重点区域の取組

景観計画重点区域については、各地区の景観形成の方針（５－２（１）参照）に基づき特に良好な景観形成を誘導していきます。

このうち、札幌駅前通北街区地区では、地域との協働で策定した景観まちづくり指針と併せ、よりきめ細かな景観誘導を進めていきます。

また、大通地区では、近年、屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区の指定、「大通及びその周辺のまちづくり方針―札幌都心はぐくみの軸強化方針―」や「大通公園のあり方」の策定などに取り組んでいます。これらの動向に加え、この計画で示す重点眺望などの取組を踏まえて、今後、大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直しに着手します。

６－２　景観プレ・アドバイス等による事前協議

（１）景観プレ・アドバイス（札幌市景観条例第 16 条の２～第 16 条の５）

景観プレ・アドバイスは、計画の早い（構想・設計）段階から、専門家を交えた丁寧な対話を重ねることで、事業者の創意工夫や提案力を前向きに引き出し、より良い景観を共に創り上げていくための仕組みとして運用しています。

都市計画の決定や変更を伴うなど周辺の景観に与える影響が大きい一定規模を超える建築物等の新築等や、重点眺望の見え方に影響を与える一定規模を超える建築物の新築等について、景観プレ・アドバイスを活用した景観誘導を行います。

（２）事前協議（札幌市景観条例第 16 条）

より良い景観の形成に向けて、札幌市では事業者等との対話を重視することで、より良い計画へと誘導していくことを景観施策の基本姿勢としています。景観法等に基づく届出に際しては、当該届出を行う前に札幌市に事前協議を行うことができることとします。

６－３　届出

建築行為等を届出の対象とし、良好な景観の形成のために協議をする取組は、景観法に基

づく最も基本的な取組です。第５章の良好な景観の形成に関する方針を踏まえて、景観計画区域及び景観計画重点区域における景観形成基準を定めます。また、基準のみでの誘導が馴染まないものについては、ガイドラインにより補完することとし、より効果的な景観誘導を行います。

（１）景観計画区域における届出

景観計画区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第８条第２項第２号）

大規模な建築物や工作物について、届出・協議による景観誘導を引き続き行っていくため、届出対象行為（景観法第 16 条第１項及び第７項、札幌市景観条例第 19 条）及び特定届出対象行為（景観法第 17 条第１項、札幌市景観条例第 22 条）を別紙１のとおり定めます。

また、良好な景観の形成に関する方針を踏まえて、建築物や工作物の設計プロセスや項目に沿って景観形成基準（景観法第８条第４項第２号）を別紙１のとおり定めます。景観形成基準には、ゾーン区分ごとに基準を付加するとともに、都市の魅力向上を目指す取組として「眺望」「夜間景観」「雪・冬季の景観」の観点からの基準を定めます。

なお、届出対象以外の建築物等についても、景観形成基準を尊重するよう促すこととします。

（２）景観計画重点区域における届出

景観計画重点区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第８条第２項第２号）

景観計画重点区域については、建築物や工作物の規模に関わらず届出・協議による景観誘導を行っていくため、届出対象行為（景観法第 16 条第１項及び第７項、札幌市景観条例第 18 条第１項、札幌市景観条例第 19 条、札幌市景観条例第 24 条）及び特定届出対象行為（景観法第 17 条第１項、札幌市景観条例第 22 条）を別紙２のとおり定めます。

また、景観計画重点区域では、景観計画区域に適用する別紙１の景観形成基準に加えて、それぞれの景観計画重点区域ごとに定める景観形成基準等（景観法第８条第４項第２号。札幌市景観条例第 12 条第１項第４号及び同条第２項。）を別紙２のとおり定めます。

（３）景観まちづくり推進区域における届出

景観まちづくり指針で定める景観まちづくり推進区域では、地域の特性に応じた景観形成を図るため、それぞれの地域ごとに、地域届出対象行為（札幌市景観条例第 42 条の５第４号）及び地域景観形成基準（札幌市景観条例第 42 条の５第３号）を定めます。

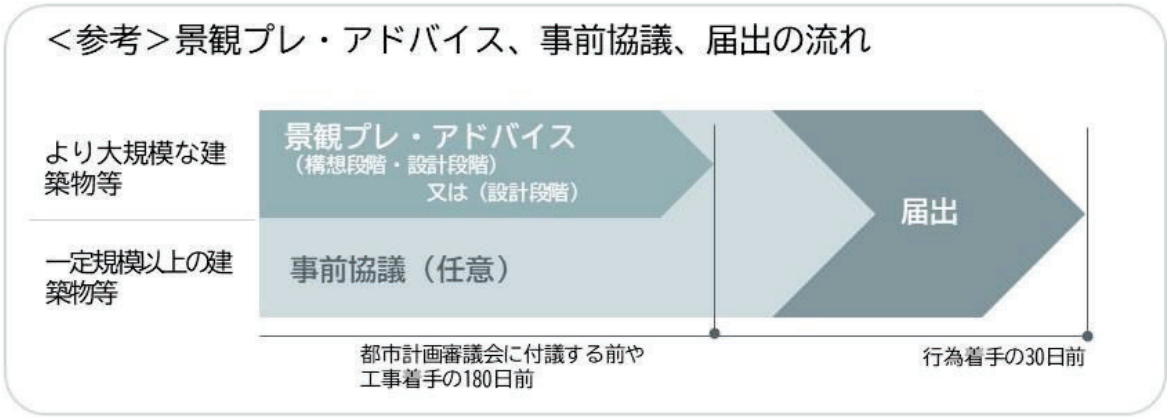


図 6-1 景観プレ・アドバイス、事前協議、届出の流れのイメージ

6－4 景観形成基準等の補完

都市の魅力の一つである夜間景観の創出については、届出・協議による誘導をより効果的に行うため、考え方や優良な取組事例などを示すガイドラインの策定を検討します。

6－5 屋外広告物

（1）屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

（景観法第 8 条第 2 項第 4 号の規定による「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」）

良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、景観計画区域内の屋外広告物については、屋外広告物条例により必要な規制を行うこととします。このうち、地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要な地区については、屋外広告物条例に基づく「広告物活用地区」や「景観保全型広告整備地区」を指定し、必要な規制を行うこととします。

（2）屋外広告物に関するガイドラインの策定検討

一律の規制誘導に馴染まない広告物のデザインや色彩について、良好な景観の形成に向けた考え方や優良な取組事例などを示すため、屋外広告物に関するガイドラインの策定を検討します。

（3）デジタルサイネージに関する基準の策定検討

景観形成上の影響が大きいデジタルサイネージについて、景観保全型広告整備地区において、基準の策定を検討します。基準を策定した場合は、景観保全型広告整備地区での取組の成果を踏まえ、札幌市全域への基準の展開を検討します。

6－6　普及啓発

魅力的な景観形成をきめ細かに誘導するため、パンフレットなどにより、景観形成基準等の内容解説や対応事例を示すとともに、必要な情報にたどり着きやすい情報提供により、景観形成基準等の内容の理解促進に努めます。

また、より良いデザインの建築物等の誘導や幅広い景観に関する取組の広がりに向けて、屋外広告物を対象とした表彰制度といった事業者や市民の景観形成の向上に貢献する取組を応援する仕組みの構築を検討します。